**保育室等を２階に設ける場合の留意事項への対応状況について**

（参考）『児童福祉施設最低基準の一部改正について（平成14年12月25日　厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）』

第２

(2)　保育室等は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましいこと。

なお、児童福祉施設の建物等については、最低基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないところであるが、特に保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、最低基準第6条による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。

また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、最低基準第六条第1項に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること。

(3)　保育室等を2階以上の複数階に亘り設ける場合の基準については、その保育所の構造設備のすべてについて最も高い階に設ける場合の基準が適用されること。

(4)　保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2方向避難の趣旨を踏まえ、通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さに配慮されたいこと。

|  | 留意事項 | 対応状況 |
| --- | --- | --- |
| イ | 建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。（従来の簡易耐火建築物等に相当する同号ロに規定する準耐火建築物によることは認められないこと。） |  |
| ロ | 保育室等が設けられている次の表(※)の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。  (※) 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第61号。)第45条参照。 |  |
|  | ※ロについて  (ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。  また、避難用の階段として、屋内階段、待避上有効なバルコニー、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設ける必要があること。 |  |
|  | (イ) (ア)の避難用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。ただし、建築基準法施行令第123条第1項の場合は、併せて同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があること。 |  |
|  | (ウ)(イ)の特別避難階段に準じた屋内階段の設備は、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有するものであること。この場合、バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていること。  　・バルコニー及び付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこととし、開口部を除き、耐火構造の壁で囲むこと。  　・付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。  　・屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には建築基準法施行令第112条第14項第2号に規定する構造の特定防火設備を設けること。 |  |
|  | (エ)待避上有効なバルコニーは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」等を踏まえ、次の要件を満たす構造とする必要があること。  ・バルコニーの床は準耐火構造とすること。  ・バルコニーは十分に外気に開放すること。  ・バルコニーの待避に利用する各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。  ・屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。  ・バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね1／8以上とし、幅員概ね3.5m以上の道路又は空地に面すること。  なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室等から50m以内に直通階段が設置されていなければならないこと。 |  |
|  | (オ)待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に最低基準第6条による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すること。 |  |
|  | (カ)屋外傾斜路に準ずる設備とは、非常用滑り台をいうものであること。 |  |
|  | (キ)屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とし、かつ、乳幼児の避難に適した構造とする必要があること。 |  |
|  | (ク)屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、乳幼児の避難に際して転倒、転落等の事故の生じないよう安全確保に留意すること。 |  |
| ハ | ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 |  |
| ニ | 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。   1. スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。   (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 |  |
| ホ | 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 |  |
| ヘ | 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 |  |
|  | ※ヘについて  保育室等、廊下、便所、テラス等乳幼児が通行、出入りする場所には、乳幼児の転落を防止するため金網、柵等を設け、又は窓の開閉を乳幼児が行なえないようにする等の設備が必要であること。  また、階段については、乳幼児が1人で昇降しないよう降り口に乳幼児が開閉できない柵を設ける等、乳幼児の転落防止に十分留意するほか、乳幼児が通常出入しない事務所等の場所についても、誤って乳幼児が立ち入ることのないよう留意すること。 |  |
| ト | 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 |  |
| チ | 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。 |  |